

第 7 1 号議案

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の附則第7条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。